神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会 会 長 金子 正 史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について (答申)

平成30年1月11日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件(その41) (諮問第782号) について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月27日付けメール、同月29日付けメール、同年8月10日付けメール、同月12日付け通知に係る起案文書、同月23日付けメール、同月29日付け通知に係る起案文書、同月23日付けメール、同月29日付け通知に係る起案文書、同年9月1日付け通知に係る起案文書、同月5日に開催された特定会議甲に係る復命書、同会議の会議資料、同月13日に開催された特定会議乙に係る復命書及び同会議の会議資料を対象文書として特定したことは妥当であるが、同月15日9時30分から11時30分までの間に開催された特定会議丙の会議資料、同日13時30分から16時30分までの間に開催された特定会議下の会議資料及び同日13時30分から17時15分までの間に開催された特定会議戊の会議資料については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定をすべきである。
- (2) 実施機関が、別表 2 に掲げる情報を非公開とし、また、特定事件に関連する特定施設 X の利用者の特定事項に関する情報をその存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒否したことは妥当であるが、別表 3 に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事(以下「知事」という。)に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月5日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月27日付けメール(以下「A文書」という。)、同月29日付けメール(以下「B文書」という。)、同年8月10日付けメール(以下「C文書」という。)、同月12日付け通知に係る起案文書(以下「D文書」という。)、同月22日付け通知に係る起案文書(以下「E文書」という。)、同月23日付けメール(以下「F文書」という。)、同月29日付け通知に係る起案文書(以下「G文書」という。)、同年9月1日付け通知に係る起案文書(以下「H

文書」という。)、同月5日に開催された特定会議甲に係る復命書(以下 「「文書」という。)、同会議の会議資料(以下「」文書」という。)、 同月13日に開催された特定会議乙に係る復命書(以下「K文書」という。) 及び同会議の会議資料(以下「L文書」という。)(以下「本件行政文書」 と総称する。)を対象文書として特定の上、別表1の $\alpha-1$ 欄から $\alpha-3$ 欄までに掲げる情報及びβ欄に掲げる情報については個人に関する情報で あって特定の個人が識別できる情報であるとして条例第5条第1号本文を 理由に、別表1のβ欄に掲げる情報については特定の個人を識別すること はできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあ るとして同号本文を理由に、別表 1 の δ 欄に掲げる情報については法人に 関する情報であって、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位 その他正当な利益を害するおそれがあるとして同条第2号本文を理由に、 別表 1 の $\epsilon - 1$ 欄から $\epsilon - 11$ 欄まで及び γ 欄に掲げる情報については県の 事務に関する情報であって公開することにより県の事務事業に支障を及ぼ すおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とし、特定事件に関 連する特定施設Xの利用者の特定事項に関する情報(以下「特定利用者情 報」という。)についてはその存否を答えるだけで、同条第1号本文に該 当する非公開情報を公開することになるとして、条例第8条及び条例第5 条第1号本文を理由に、その存否を明らかにすることができないとして公 開請求を拒否する一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月20日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の α -1欄に掲げる情報

研修講師の名前及び役職については、公表慣行があるため条例第5条 第1号ただし書イに該当し、研修が行われた会議の公的性質の強大さに 照らせば、同号ただし書ア及びエにも該当する。

また、研修講師の役職については部分公開できるはずである。

イ 別表 1 の α - 2 欄に掲げる情報

かかる情報は、前記アと同様の理由により条例第5条第1号ただし書 ア、イ及び工に該当する。また、かかる情報は公務員の氏名であるため、 同号ただし書ウにも該当する。

ウ 別表1の α -3欄に掲げる情報

(ア) 認知症キャラバンメイト研修修了者の修了 I D

認知症キャラバンメイト研修修了者(以下「研修修了者」という。)の修了IDについては、当該研修を修了することが公務員の職務であることから、職務遂行情報として条例第5条第1号ただし書ウに該当する。また、当該研修は認知症の患者への対応をその内容とするものであることから、かかる情報は、認知症の患者の生命、身体、健康又は財産を保護するため公開することが必要な情報であり、同号ただし書工に該当する。

(イ) 研修修了者の姓変更に関する情報

研修修了者の姓変更に関する情報については、公務員の名字に関する情報であることから、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

エ 別表1のβ欄に掲げる情報

特定感染症C発生届には、管轄する保健所名や感染経路に関する情報など、明らかに条例第5条第1号本文に該当しない情報が含まれており、部分公開すべきである。また、かかる文書が、特定会議乙の会議資料の一部であることにかんがみれば、かかる情報は同号本文に該当しないか、該当したとしても、同号ただし書イ、ウ及びエに該当するものである。

オ 別表1のγ欄に掲げる情報

特定感染症Aに関する情報については、感染が疑われる相談者の氏名が記載されていない以上、条例第5条第1号本文には該当せず、たとえ該当したとしても、論文や専門書において、医療相談や法律相談の内容は相談者本人が特定できないように匿名化されて公表されていることから同号ただし書イに該当する。また、公務員の相談業務に係る情報であ

ることから、同号ただし書ウにも該当する。さらに、かかる情報の性質 及び内容にかんがみれば、同号ただし書工に該当する。

(2) 条例第5条第2号該当性について

別表1の δ 欄に掲げる感染症発生動向調査システムの入力に関する情報について、実施機関は、特定感染症Cの入力例として感染源である特定業種に言及しているため、かかる情報を公開することにより、当該特定業種に不利益を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第2号本文に該当する旨説明するが、入力例として記述されている以上、あくまで一例にすぎず、かかる情報を公開することにより、当該特定業種の不利益につながるものでもないことから、かかる情報は同号本文には該当しない。たとえ、同号本文に該当するとしても、かかる情報は同号ただし書に該当する。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表1のν欄に掲げる情報

特定感染症Aに関する情報は、同感染症への感染が疑われる相談者に 関するものであるが、行政等に相談があることは当然のことであり、か かる情報を公開したとしても、県民の間に不必要な混乱を及ぼすおそれ はなく、県の感染症対策に支障を及ぼすおそれはない。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書には該当しない。

イ 別表1のε−1欄に掲げる情報

県職員個人用電子メールアドレスについて、迷惑メールは、ウィルス対策ソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、公開することにより、業務とは無関係なメールが送付され事務の遂行に支障が生じるおそれがある旨の実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。

ウ 別表1の ϵ -2欄に掲げる情報

特定の検体検査に関する情報については、全国的な流行のおそれがある感染に関するものであって、国民の生命等に直結する情報であることから、公開することが条例第1条に適合する。情報公開を受けて行政と交渉等することは主権者の当然の権利であるため、公開することにより、検査体制の在り方について、外部から圧力がかかるという実施機関の説

明は妥当でない。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書には該当しない。

エ 別表1の ϵ -3欄に掲げる情報

感染症予防計画に関する情報については、公開したとしても、感染症対策等に支障を及ぼすおそれはないことから、条例第5条第4号柱書には該当しない。

オ 別表1の ϵ -4欄に掲げる情報

感染症診査協議会の委員の調整状況に関する情報については、公開したとしても、委員の確保に支障を及ぼすおそれはないことから、条例第5条第4号柱書には該当しない。

カ 別表1の ϵ -5欄に掲げる情報

特定感染症Bの感染対策に関する情報については、公開したとしても、 同感染症の感染対策事務に支障を及ぼすおそれはないことから、条例第 5条第4号柱書には該当しない。

キ 別表 1 の ε -6 欄に掲げる情報

難病対策におけるレスパイト入院に関する情報の一部については、実施機関の説明によると、レスパイト入院の不適切事例に言及したものとのことであるが、かかる情報を公開したとしても、不適切な運用を繰り返し惹起させることにはならないことから、条例第5条第4号柱書には該当しない。

ク 別表 1 の ε - 7 欄に掲げる情報

指定難病認定更新事務に関する情報は、あくまで意見照会の段階の次年度における認定更新に係る事務手続の想定スケジュールとして記載されたものであることから、公開したとしても、同事務に支障が生じるおそれはない。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書には該当しない。

ケ 別表 1 の ε - 8 欄に掲げる情報

精神保健福祉手帳の誤交付に係る情報については、公開したとしても、 不適切な交付が行われることにはならないことから、条例第5条第4号 柱書には該当しない。

コ 別表1のε-9欄に掲げる情報

感染症対策に携わる職員の職員健康診断に関する情報については、公開したとしても、実施機関が説明するような県の感染症対策に対する姿勢に不信感を招くおそれも感染症対策に携わる職員の確保に支障を及ぼすおそれも生じないことから、条例第5条第4号柱書には該当しない。

サ 別表 1 の ε -10 欄に掲げる情報

特定感染症Dに係る特定検査の集計方法に関する情報について、実施機関は、集計方法の説明なくかかる情報を公開すると、不適切な集計を行っているとの誤解を与え、当該特定検査そのものに対する信頼を失い、同検査を適切に遂行できなくなるおそれがある旨説明するが、そのようなおそれはない。また、実施機関は、主権者が条例第2条第2項等による権利行使や憲法第16条及び請願法による知る権利的請願権を行使した場合には、その集計方法を説明しなければならないのであるから、かかる情報を公開したとしても、実施機関が説明する支障が生じるおそれはない。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書には該当しない。

シ 別表 1 の ε -11欄に掲げる情報

特定事件に係る職員のこころのケアに関する面接対応実績人数については、あくまで特定時点における数値であり、後日、最終的な数値を公表することに支障を及ぼすものではないことから、条例第5条第4号柱書には該当しない。

(4) 条例第8条該当性について

- ア 特定事件に関連する特定施設 X の利用者の氏名や住所を非公開とすれば、当該利用者の権利利益は侵害されないため、条例第5条第1号本文に該当しない。
- イ 特定事件に関する報道が過熱していたという事情等をもって、条例第 5条第4号柱書に該当するとは言えない。
- ウ 特定利用者情報を公開することにより県の事務事業に支障が生じたと しても、それは特定事件の重大性にかんがみれば当然のことであって、 条例第5条第4号柱書に規定される支障には当たらない。また、特定事

件の社会的意義は大きいことから、公開すべきである。

- エ 実施機関は、主権者からの問合せを支障と見なしているが、かかる主 張は国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法の下では認められない。
- オ 主権者の目で適切な対応がなされたのかを確認して、神奈川県や国際 連合障害者権利委員会に意見を提出する必要性がある。そのため、公開 することが条例第1条に適合する。
- (5) 条例第7条該当性について 特定事件の重大性にかんがみれば、別表1に掲げる情報は公開されるべ きである。
- (6) 本件請求の対象となる文書の特定について
 - ア 文書の検索が不十分であるか、又は条例の適用除外若しくは解釈上、 行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関 は、文書の再検索を行っておらず不当である。
 - イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。
- (7) 理由付記の不備並びに理由の追加について 本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。 また、弁明書において処分理由を追加することは違法である。
- (8) その他
 - ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を 強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。また、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関(茅ケ崎保健福祉事務所(平成29年4月1日から平塚保健福祉事 務所茅ケ崎支所))の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の α -1欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報は、特定研修会の講師の名前及び役職であり、特定の個人を識別できることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれに該当しないことも明らかである。

イ 別表 1 の α - 2 欄に掲げる情報

別表1の α -2 欄に掲げる情報は、研修講師の氏名であり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。また、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 別表 1 の α - 3 欄に掲げる情報

別表1の α -3 欄に掲げる情報は、認知症サポーター養成事業の一環として実施された認知症サポーターを養成する認知症キャラバンメイト研修の修了者に関する情報である。

(ア) 研修修了者の修了 I D

研修修了者の修了IDは、研修を修了した県職員に付与されたものであるところ、かかるIDは、特定の個人の氏名とともに記載されたものであるため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当する。

もっとも、かかる研修は職務の一環として県職員が受講したものであって、県職員の氏名は職員録にも掲載され公にされていることにかんがみれば、研修を修了した県職員の氏名については、同号ただし書イに該当するものであるが、修了IDについては、これを公にする慣

行及び予定はないことから同号ただし書イには該当せず、その内容及 び性質にかんがみれば同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないこと は明らかである。

よって、研修修了者の修了IDは、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないものである。

(イ) 研修修了者の姓変更に関する情報

研修修了者の姓変更に関する情報は、前記(ア)と同様に県職員の氏名とともに記載されたものであるため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当するものであるが、その内容及び性質にかんがみれば、前記(ア)と同様に、同号ただし書アから工までのいずれにも該当しないものである。

エ 別表1のβ欄に掲げる情報

別表1のβ欄に掲げる情報は、特定感染症C発生届に記載された感染者の住所等であるところ、かかる情報には感染者の氏名が含まれていないものの、感染者の性別、年齢及び住所並びに感染症名、感染経路、感染地域、発病年月日及び感染推定日が記載されているため、特定の個人を識別しうる情報に該当し、また、仮に特定の個人を識別し得ないとしても、特定の個人の病状に関する情報であり、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるため、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アから工までのいずれにも該当しないことは明らかである。

オ 別表1のγ欄に掲げる情報

別表1の γ 欄に掲げる情報は、特定感染症Aに関する情報であって、特定の個人が同感染症に罹患したおそれがある旨の相談を行ったことが記載されたものである。かかる情報には、当該特定の個人の氏名そのものは含まれていないものの、特定の個人が感染症に罹患したおそれがあるという情報であって、個人の心身の状況に関する情報であることから、特定の個人を識別することはできないものの、その性質上、公開するこ

とにより当該特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報は、あくまで、同感染症に罹患した「おそれ」の段階の情報であって、かつ、同感染症は緊急的対応を要するような種類のものでもないことから、同号ただし書工に該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからウまでにも該当しないことは明らかである。

(2) 条例第5条第2号該当性について

別表1の δ 欄に掲げる情報は、感染症発生動向調査システムの入力に関する情報であって、同システムの入力方法について記載されたものであるが、その内容は、特定感染症Cの入力例として、特定業種に言及したものであるため、かかる情報を公開した場合、当該特定業種において、あたかも同感染症に罹患するおそれが高いとの誤解を与え、当該特定業種の業務の遂行に支障を及ぼし、不利益を与えるおそれがある。

よって、かかる情報は条例第5条第2号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報を公開したとしても、これにより保護される人の生命・身体などは想定できないため、かかる情報は同号ただし書に該当しない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表 1 の γ 欄に掲げる情報

別表 $1 \, ov$ 欄に掲げる情報は、前記 (1) オのとおり、特定の個人が特定感染症 A に罹患したおそれがある旨の相談を行ったことが記載されたものであって、いまだ罹患しているか否かが不確定の状況でこれを公開すると、県民の間に不確定情報による不必要な混乱を生じさせ、県の感染症対策に支障を生じさせるおそれがある。

このような事態となれば、県に対し、感染症に罹患したおそれのある者が相談することをためらうおそれも生じ、重ねて、県の感染症対策に支障を生じさせるおそれがあることから、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 別表 1 の ε - 1 欄に掲げる情報

別表1の ε -1欄に掲げる情報は、県職員個人用電子メールアドレスであるところ、かかるメールアドレスは、一般に公にされておらず、これを公開すると、悪意のある第三者からのウィルス付きメールを送りつけられること等により、庁内ネットワークシステムに深刻な被害がもたらされる危険性を高め、実際に被害が生じた場合には、職務上甚大な支障が生じるばかりか、影響が外部に及べば、行政機関としての信頼が著しく失墜するおそれがある。

また、業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のお それが増大するなど、 当該職員の業務及び、所属業務の適正な遂行に 著しい支障が生じるおそれもある。

よって、かかる情報は、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表 1 の ε - 2 欄に掲げる情報

別表1の ϵ -2 欄に掲げる情報は、特定の検体検査に関する情報であるところ、かかる情報を公開すると、その検査体制の在り方に関し外部から圧力がかかり、検査がスムーズに行えなくなるおそれがある。

よって、かかる情報は、公開することにより、感染症の検体検査に係る県の事務に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 別表1のε-3欄に掲げる情報

別表 1 の ε - 3 欄に掲げる情報は、感染症法等に基づく感染症予防計画の改定に関する情報であり、公開することにより、今後の県の感染症対策等に支障を生じさせるおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。

オ 別表1のε-4欄に掲げる情報

別表 1 の ε -4 欄に掲げる情報は、感染症診査協議会の委員の確保に関し、各保健福祉事務所における調整状況を記載したものであり、公開することにより、今後の同協議会の委員の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。

カ 別表1のε-5欄に掲げる情報

別表1の ϵ -5欄に掲げる情報は、特定感染症Bの感染対策としての定期健康診断の受診促進の通知に関し、各保健福祉事務所における進捗状況を記載したものであり、公開することにより、今後の各保健福祉事務所における受診促進事務に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

キ 別表 1 の ε - 6 欄に掲げる情報

別表1の ϵ -6欄に掲げる情報は、難病患者を抱える家族の休養のためのレスパイト入院、すなわち、介護者が休養を取るために、被介護者が入院をすることに関するものであるところ、その内容は、実際に行われた本来の趣旨には合致しない不適切な入院事例に関するものである。したがって、かかる情報が公開されると、不適切な入院であっても、レスパイト入院として被介護者の受入が可能であるとの誤解を県民に与え、レスパイト入院の適切な運用に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

ク 別表 1 の ε - 7 欄に掲げる情報

別表1の ε -7欄に掲げる情報は、指定難病医療費助成制度に係る助成対象認定事務のうち、認定の更新に係る事務に関するものであるところ、その内容は、次年度の認定更新に係る事務手続の想定スケジュールである。かかる想定スケジュールは、あくまで未確定のものであるため、これを公開すると、県民に未確定の認定更新スケジュールを、あたかも確定スケジュールのように周知する結果となり、更新対象者の混乱を招き、次年度の認定更新に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

ケ 別表 1 の ε - 8 欄に掲げる情報

別表 1 の ε - 8 欄に掲げる情報は、精神保健福祉手帳の誤交付に係る ものであり、公開することにより、同手帳の適正な交付に支障が生じる おそれがあるため、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。

コ 別表1のε-9欄に掲げる情報

別表1のε-9欄に掲げる情報は、感染症対策に携わる職員の感染予

防に関する健康診断の在り方の検討に関するものであり、公開することにより、県民に対し、感染症対策を担う県の姿勢に不信感を抱かせるとともに、感染症対策に携わる職員の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

サ 別表 1 の ε -10欄に掲げる情報

別表 1 の ε -10欄に掲げる情報は、特定感染症 D に係る検査の統計 データの集計方法に関するものであるところ、その内容は、現行の集計 方法を採用した理由を説明することなく、当該集計方法のみが記載され たものである。したがって、かかる情報を公開すると、県民に対し、不 適切な集計を行っているとの誤解を与え、その結果、同感染症に係る検査そのものに対する信頼を失い、当該検査の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがある。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

シ 別表 1 の ε -11欄に掲げる情報

別表 1 の ε -11 欄に掲げる情報は、公表前の未確定情報であることを前提に特定会議乙の出席者から情報提供された特定事件を受けて実施された職員のこころのケアに関する面接対応実績人数であり、公開することにより、後日、正確な数値を算出した上で行う正規の公表に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。

(4) 条例第8条該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

特定利用者情報は、条例第5条第1号本文で定める個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、その存否を答えるだけで同号本文に該当する情報を公開することになるため、条例第8条に該当し、その存否を明らかにすることはできないものである。

イ 条例第5条第4号柱書該当性について

特定利用者情報については、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明

らかになっていなかったものであるが、特定事件の内容やその周辺情報 に照らすと、一定程度の推測が可能な状況にあったものである。

他方、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、 全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱して いたことは公知の事実である。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の利用方法いかんによっては、非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあったと言わざるを得ず、かかる情報が明らかとなった場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるであろうことは容易に想定されるものである。

よって、かかる情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第 5条第4号柱書にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又 は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

したがって、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号柱書に 基づき、その存否を明らかにすることなく公開請求を拒むべきものであ る。

(5) 条例第7条該当性について

別表1に掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条の規定に基づく裁量的公開を行うべきものではない。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり遺漏はない。

ア 文書の検索について

実施機関は、所掌事務として、茅ケ崎保健福祉事務所の施設維持管理等の施設管理事務を行っており、同事務の一環として特定事項が依頼されたため、A文書を管理していたものである。また、実施機関は、所掌

事務として、精神保健福祉対策事務を所管しており、同事務の一環として、関係所属から特定事件の被害者等こころのケアを要する方への相談支援に関する依頼等を受けたため、B文書、C文書及びF文書を管理していたものである。さらに、実施機関は、地域福祉、感染症対策、難病対策、精神保健福祉対策事務の一環として特定会議甲及び特定会議乙に参加していたため、D文書、E文書、G文書、H文書、I文書、J文書、K文書及びL文書を作成又は取得したため、管理していたものである。

実施機関は、これらを除き、他に直接的に特定事件に関係する業務を 所管しているものではない。

よって、実施機関は、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

イ 特定会議丙、特定会議丁及び特定会議戊の会議資料の行政文書該当性 について

特定会議所、特定会議丁及び特定会議戊の会議資料は、本件請求時に おいて復命前であったため組織共用性を欠き、本件請求時点にあっては、 条例第3条第1項にいう行政文書には該当しないものである。

(7) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張 は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が 左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきであること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、これらの点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、実施機関がA文書を管理していたのは施設管理業務の一環として特定事項の依頼を受けたためであり、B文書、C文書及びF文書を管理していたのは精神保健福祉対策業務の一環としてこころのケアを要する者への支援を依頼されたためであり、D文書、E文書、G文書、H文書、I文書、J文書、K文書及びL文書を管理していたのは地域福祉、感染症対策、難病対策、精神保健福祉対策事務の一環として、特定会議甲及び特定会議乙に出席し取得又は作成したためであると認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が 識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはで きないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるも の」を非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

ア 別表 1 の α − 1 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、特定 研修会の講師の名前及び役職であり、特定の個人を織別できる情報であ ることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断す る。

この点について、審査請求人は、前記 3 (1) アのとおり、これらの情報は公表慣行があるため、同号ただし書イに該当する旨主張するが、当審査会が確認したところ、かかる情報が現に公にされ、また、公にすることが予定されているといった事実は認められないことから、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

また、同人は、特定会議甲の性質を理由に、これらの情報が同号ただし書ア及びウに該当する旨主張するが、同人独自の見解にすぎず、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書ア及びウに該当しないことは明らかであると言わざるを得ず、同号ただし書工に該当しないことも明らかである。

よって、これらの情報は同号ただし書アから工までのいずれにも該当しないと判断する。

なお、審査請求人は、これらの情報のうち、役職に関するものについては部分公開すべき旨も主張するが、当審査会が確認したところ、役職を公開することにより、他の公にされている情報と照らし合わせることで、当該特定の個人が識別し得ると認められるため、この点に関する審査請求人の主張も採用することはできない。

イ 別表1の α -2欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の α -2欄に掲げる情報は、特定会議乙において言及された特定の研修プログラムにおける講師の氏名であり、特定の個人を織別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

しかしながら、当審査会が確認したところ、当該研修プログラムについては、特定の団体のホームページにおいて公開されている文書において、公にされていることが認められるため、これらの情報は慣行として公にされることが予定されていた情報として、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

ウ 別表1の α -3欄に掲げる情報

別表1の α -3欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、認知

症サポーター養成事業の一環として実施された認知症キャラバンメイト 研修の修了者に関する情報であると認められる。

(ア) 研修修了者の修了 I D

別表1の α -3 欄に掲げる情報のうち、研修修了者の修了I D は、研修を修了した県職員一人ひとりに付与されたものであり、当該県職員の氏名とともに記載されたものであることから、特定の個人を織別できる情報であることは明らかであるため、条例第5 条第1 号本文に該当すると判断する。

もっとも、当該県職員の氏名については、当該研修が職務の一環として行われたものであり、かつ、当該県職員の氏名が職員録に掲載され公にされているという事実にかんがみれば、同号ただし書イにより公開されるべきものであり、本件処分においても現に公開されているものであるが、修了IDについては、これを公にしている事実もなく、また、公にする予定も見受けられないため同号ただし書イに該当するものではないと認められる。

また、審査請求人は、前記3(1)ウ(ア)のとおり、公務員の職務遂行情報として同号ただし書ウに、認知症患者の生命等を保護するため公開することが必要な情報であるとして同号ただし書工に該当する旨主張するが、修了IDは職務遂行の内容に関する情報とは言えず、また、これを公開することにより患者の生命等を保護することにつながるとは認められないことから、同号ただし書ウ及び工のいずれにも該当しないものであると認められる。

さらに、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アに該当 しないことも明らかである。

よって、別表 1 の α - 3 欄に掲げる情報のうち、研修修了者の修了 I Dに関する情報については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(イ) 研修修了者の姓変更に関する情報

別表1の α -3欄に掲げる情報のうち、研修修了者の姓変更に関する情報は、前記(r)と同様に研修を修了した県職員の氏名とともに記載

されたものであることから、特定の個人を織別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

この点について、審査請求人は、前記3(1)ウ(イ)のとおり、かかる情報は公務員の名字に関するものであることから、同号ただし書イに該当する旨主張するが、公務員の姓変更という事実が慣行として公にされ、また、公にする予定があるといった事情は見受けられず、同号ただし書イには該当しないと認められる。また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は同号ただし書アから工までのいずれにも該当しないと判断する。

エ 別表1のβ欄に掲げる情報

(ア) 当審査会が確認したところ、別表 1 の β 欄に掲げる情報のうち、別表 2 の β 欄に掲げるものは、実際の罹患例に基づいて作成された特定感染症 C 発生届に記載された感染者の性別、年齢、住所、感染経路、感染推定日等であると認められるところ、これらの情報には感染者の氏名が含まれていないため、これをもって特定の個人を識別することは困難であると言わざるを得ない。しかしながら、その内容は、特定の個人が同感染症に罹患した経緯等を含む特定の個人の病状に関する情報であることにかんがみれば、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるため、特定の個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は条例第5条第1号本文に該当すると判断する。 また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア からエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は同号ただし書アから工までのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)エのとおり、かかる情報が特定会議乙の会議資料上のものであることをもって、同号

ただし書イ、ウ及び工に該当する旨主張するが、同人独自の見解で あって採用することはできない。

(イ) 他方、別表 1 の β 欄に掲げる情報のうち、別表 3 の β 欄に掲げるものは、実際の罹患例の内容とは別の視点から追記されたもの又は何ら個人に関する情報が記載されていないものにすぎず、個人に関する情報とは認められないため、条例第 5 条第 1 号本文には該当しないと判断する。

オ 別表1のγ欄に掲げる情報

別表1のγ欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、特定の個人が特定感染症Aに罹患したおそれがある旨の相談を行ったことに関するものであるが、当該特定の個人の氏名が含まれていないため、特定の個人を識別することは困難であると言わざるを得ない。しかしながら、その内容は、特定の個人が同感染症に罹患したおそれがあるというものであるため、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるため、特定の個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は条例第5条第1号本文に該当すると判断する。 この点について、審査請求人は、前記3(1)オのとおり、かかる情報 が同号ただし書イ、ウ及びエに該当する旨主張するが、かかる情報が公 にされ、又は公にすることが予定されているという事情は見受けられず、 公務員の職務遂行の内容に関する情報でないことも明らかであり、同感 染症の感染症類型に照らせば、人の生命、身体等の安全を保護するため に公開することが必要な情報であるとも認められない。また、法令等の 規定により何人にも閲覧等が認められている情報とも認められない。

よって、かかる情報は同号ただし書アから工までのいずれにも該当しないと判断する。

カ 別表1のδ欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のδ欄に掲げる情報は、特定感染症Cの実際の罹患例に基づいて感染症発生動向調査システムの入力方法

を解説したものであるところ、かかる情報のうち、別表 2 の δ 欄に掲げるものは、当該罹患例における同感染症の名称及び罹患した感染源が記載されたものである。かかる情報は特定の個人を識別できるものではないものの、その感染源等に関する情報は、特定の個人の病状に関する情報であることから、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるため、特定の個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからウまでに該当しないことは明らかであり、同感染症の感染症類型に照らせば、人の生命、身体等の安全を保護するために公開することが必要な情報であるとも認められないため、同号ただし書工にも該当しないと認められる。

よって、かかる情報は同号ただし書アから工までのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 判断対象

実施機関は、別表 1 の δ 欄に掲げる情報が条例第 5 条第 2 号本文に該当する旨説明するが、前記 (2) カのとおり、これらの情報のうち、別表 2 の δ 欄に掲げるものは条例第 5 条第 1 号本文に該当すると認められるため、同条第 2 号本文該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

したがって、以下においては、別表 1 の δ 欄に掲げる情報から別表 2 の δ 欄に掲げる情報を除いたもの(別表 3 の δ 欄に掲げる情報)の同号該当性について判断する。

イ 条例第5条第2号本文該当性

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該 法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお それがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

別表1の δ 欄に掲げる情報は、特定感染症Cの実際の罹患例に基づいて感染症発生動向調査システムの入力方法を解説したものであり、実施機関は、かかる情報が特定業種に言及しているため、公開することにより、当該特定業種において同感染症に罹患するおそれが高いとの誤解を生じさせ、当該特定業種の業務の遂行に支障を及ぼし不利益を生じさせるおそれがあるため、同号本文に該当する旨説明している。しかしながら、同号本文により非公開とされる情報は、「法人その他の団体に関する情報」であって、特定の「業種」の競争上の利益といった漠然とした利益との調整を図る趣旨ではないことから、かかる説明を採用することはできない。

よって、別表 1 の δ 欄に掲げる情報の一部である別表 3 の δ 欄に掲げる情報は、同号本文には該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 判断対象

実施機関は、別表 1 の γ 欄に掲げる情報及び ε -1 欄から ε -11 欄までに掲げる情報について、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する旨説明するが、前記(2) オのとおり、これらの情報のうち、別表 1 の γ 欄に掲げる情報は同条第 1 号本文に該当すると認められるため、同条第 4 号柱書該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

したがって、以下においては、 $\epsilon-1$ 欄から $\epsilon-11$ 欄までに掲げる情報の同号柱書該当性について判断する。

イ 条例第5条第4号柱書該当性

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等 又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開 することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非 公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又 は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、こ れらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 別表 1 の ε -1 欄に掲げる情報

別表1の ε -1欄に掲げる情報は、県職員個人用電子メールアドレスであり、当審査会が確認したところ、かかるメールアドレスは一般に公にされているものではなく、公開することにより、これらのメールアドレスを利用している事務とは無関係の問合せや営利目的のダイレクトメール等が送付され、同事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記 3 (3) イのとおり、迷惑メールはウィルス対策ソフトの利用等により十分な対策が講じられており、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では、実施機関の説明は認められない旨等主張するが、ウィルス対策ソフトの利用等によっても迷惑メールの送信自体を止めることはできず、事務の遂行に支障を生じるおそれを取り除くことはできないため、かかる主張は採用することができない。

エ 別表 1 の ε - 2 欄に掲げる情報

別表1の ε -2欄に掲げる情報は、特定の検体検査に関する情報であり、実施機関は、公開することにより、検査体制の在り方について外部から圧力がかかり、検査をスムーズに行うことができなくなる旨説明している。しかしながら、当審査会が確認したところ、かかる情報を公開したとしても、これにより、検査の在り方について何らかの要望が行われる可能性は否定できないものの、条例第5条第4号柱書にいう支障が生じるおそれがあると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は同号柱書には該当しないと判断する。

オ 別表1の ϵ -3欄に掲げる情報

別表1の ϵ -3欄に掲げる情報は、感染症予防計画の改定に関する情報であり、実施機関は、公開することにより、今後の感染症対策等に支

障を生じさせるおそれがある旨説明している。しかしながら、当審査会が確認したところ、かかる情報は単なる伝達事項にすぎず、公開したとしても、感染症対策に支障が生じることを想定することは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

カ 別表 1 の ε - 4 欄に掲げる情報

別表1の ε -4欄に掲げる情報は、感染症診査協議会の委員の確保に関する各保健福祉事務所における調整状況を示したものであり、実施機関は、公開することにより、今後の同協議会の委員の確保に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。しかしながら、当審査会が確認したところ、かかる情報は同協議会の委員の確保の調整状況の現状に言及したものにすぎず、公開したとしても、これにより、同協議会の委員の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

キ 別表 1 の ε - 5 欄に掲げる情報

別表1の ε -5欄に掲げる情報は、特定感染症Bの感染対策としての定期健康診断の受診促進の通知に関し、各保健福祉事務所における進捗状況を示したものであり、実施機関は、公開することにより、今後の各保健福祉事務所における受診促進事務に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。しかしながら、当審査会が確認したところ、かかる情報は、受診促進事務の進捗状況や同事務の改善策を検討しているものであって、公開したとしても、これにより、同事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

ク 別表 1 の ε - 6 欄に掲げる情報

別表1の ϵ -6欄に掲げる情報は、レスパイト入院に関し、実際に行

われた本来の趣旨には合致しない不適切な入院事例に関するものであると認められるところ、実施機関が説明するとおり、かかる情報を公開した場合、当該不適切な入院事例を参考とした不適切な入院を招きかねず、本来の趣旨に合致したレスパイト入院が適切に行うことが困難になるおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。 なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)キのとおり、かか る情報を公開したとしても、不適切な入院事例が惹起されることはない 旨主張するが、当審査会が確認したところ、レスパイト入院のための病 床数は極めて少ないものであり、かかる事情を考慮すると、同人の主張 を採用することはできない。

ケ 別表1のε-7欄に掲げる情報

別表1の ε -7欄に掲げる情報は、指定難病医療費助成制度に係る次年度における認定更新のスケジュール案に関するものであると認められるところ、実施機関が説明するとおり、かかる情報を公開した場合、当該スケジュール案が相当程度の確度があるものとして認定更新予定者に認識され、仮にこれと異なるスケジュールが正式に決定された場合には、当初のスケジュール案を了知した認定更新予定者が認定更新を行うことができなくなり、同助成制度の適切な運用に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)クのとおり、あくまで意見照会の段階のスケジュールとして記載されたものであって、公開したとしても支障は生じない旨説明するが、かかる情報が記載されている文書は、同事務に携わる関係所属が一堂に会した特定会議乙の議事をとりまとめた復命書であって、相当程度の確度があると認識されると解されること、また、同助成制度の認定更新を怠った場合に被助成者が受ける不利益が決して小さくないことをも併せて考えると、かかる情報を公開したとしても、支障が生じるおそれがないと評価することは困難である。よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することはで

きない。

コ 別表 1 の ε -8 欄に掲げる情報

別表1の ε -8欄に掲げる情報は、精神保健福祉手帳の誤交付に係るものであり、実施機関は、公開することにより、同手帳の適正な交付に支障が生じるおそれがある旨主張している。しかしながら、当審査会が確認したところ、かかる誤交付については、既に記者発表により公にされており、実施機関が説明するような支障が生じるおそれはないと言わざるを得ない。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

サ 別表 1 の ε - 9 欄に掲げる情報

別表1の ε -9欄に掲げる情報は、感染症対策に携わる職員の感染予防に関する健康診断の在り方の検討に関するものであり、実施機関は、公開することにより、県民に対し、感染症対策を担う県の姿勢に不信感を抱かせるとともに、感染症対策に携わる職員の確保に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。しかしながら、当審査会が確認したところ、かかる情報は、感染症対策に携わる職員が業務に際して気付いた点に関し行った要望とそれに対する評価が記載されたものにすぎず、公開したとしても、実施機関が説明するような支障が生じるおそれがあると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

シ 別表 1 の ε -10欄に掲げる情報

別表 1 の ε -10 欄に掲げる情報は、特定感染症 D に係る検査の統計 データの集計方法に関するものであり、その内容は、当該集計方法を採用した理由を説明することなく、集計方法のみが記載されたものである。 当審査会が確認したところ、かかる集計方法は、同感染症の特性やその検査にかかわる者の対応にかんがみれば、合理的な集計方法であるものの、これらの事情の説明がなければ、不適切な集計方法と認識されるおそれが高く、実施機関が説明するとおり、公開することにより、同感染

症に係る検査そのものに対する信頼を失い、当該検査の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。 なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)サのとおり主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものではない。

ス 別表 1 の ε -11 欄に掲げる情報

別表 1 の ε -11 欄に掲げる情報は、公表前の未確定情報であることを前提に特定会議乙の出席者から情報提供された特定事件を受けて実施された職員のこころのケアに関する面接対応実績人数である。当審査会が確認したところ、正式な記者発表における各種数値については、事実上、厳格な正確性が要求されており、かかる実情を踏まえると、未確定情報として提供された面接対応実績人数に誤りがあり、後日正式に行われる記者発表における数値と齟齬が生じた場合、正式な記者発表における数値の正確性が疑われ、結果、当該記者発表の信憑性自体を損なうおそれがあると言える。したがって、かかる情報は、公開することにより、後日予定されている記者発表事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(5) 条例第8条該当性について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在 しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、 実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒 むことができる」と規定している。

そこで、本件処分において、その存否を明らかにすることができないと された特定利用者情報の同条該当性について、以下、検討する。

ア 条例第8条及び第5条第4号柱書該当性について

当審査会が確認したところ、特定利用者情報は、実施機関が説明する とおり、特定事件当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象 的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになって いない一方で、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度、 その内容の推測が可能な状況にあったと認められる。

また、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、全国的な報道が行われ、特定事情によりその報道が過熱していたことも認められる。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の用い方によっては、諾否決定の内容が公開であるか非公開であるかにかかわらず、非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあり、現にそのような公開請求が行われていると認められ、かつ、かかる情報が公開された場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるおそれがあったと認められる。

よって、特定利用者情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第5条第4号柱書にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認められるため、実施機関が、条例第8条により、その存否を明らかにすることなく、公開請求を拒否したことは妥当であると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、特定事件の重大性にかんがみれば、特定利用者情報を公開することにより、県の事務事業に支障が生じたとしても、同号に規定される支障には当たらない旨等を主張するが、これは、同号にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」性に関する主張であるとも考えられるため、以下、念のために検討する。

同号にいう「適正」性とは、非公開情報を公開することによる支障のみならず、公開することにより得られる利益をも考慮すべきとする趣旨と解されるが、当審査会が確認したところ、特定利用者情報を公開したとしても、これにより得られる情報にかんがみれば、これにより得られる利益を想定することは困難であり、仮に得られる利益があったとしてもそれは軽微なものであって、これを公開することによる支障を上回るものであると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができず、

その余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものは存しない。

イ 条例第8条及び第5条第1号該当性について

実施機関は、特定利用者情報について、条例第8条及び第5条第1号本文に該当する旨説明するが、前記アのとおり、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号柱書に該当すると認められるため、同条第1号該当性について判断するまでもなく、公開請求を拒否することが妥当である。

(6) まとめ

以上をまとめると、別表1に掲げる情報のうち、別表2に掲げるものを 非公開とし、また、特定利用者情報をその存否を明らかにすることができ ないとして公開請求を拒否したことは妥当であるが、別表3に掲げるもの については公開すべきである。

(7) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

- ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。
- イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、

実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(8) 処分理由の追加について

審査請求人は、実施機関が弁明書において本件処分の理由を追加したことが違法である旨主張するため、以下、この点について検討する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨であると解される。

また、行政不服審査法第29条に規定された弁明書の記載事項に関する定めを見ると、審査請求に係る処分の内容、理由等の詳細を明らかにすることで、審査請求人が有効かつ適切な主張を行えるようにし、もって、審査請求における審理の充実を図ることが同条の趣旨であると解される。そうすると、審査請求手続における処分理由の追加的主張を認めた場合、理由の通知に期待されるこれらの機能が後退するのではないかとの懸念が生じることは否定できないところである。

他方、実施機関においても、原処分時に主張を尽くせないことや審査請求手続における審査請求人の主張に対応するため、追加的主張の必要が生じることは容易に想像できるところであり、審査請求手続自体が審査請求人と実施機関双方の主張を尽くさせ、これを前提に審査会が判断をする仕組みなのであるから、本来的に実施機関の追加的主張を容認しなければ双方の公平な攻撃防御が尽くされたとは言えないと解される。

また、同法第1条は「簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」と定めている。ここでは、審査請求制度も行政部内での解決に止まることが示唆されており、このことを踏まえると、実施機関が原処分時に通知した理由とは別の処分理由を有しているときには、むしろその追加的主張を認めた上で、紛争の一回的解決を図ることにも意義が認められる

というべきである。理由の通知、記載に係る上記の規定も、処分理由の追加的主張を排斥する趣旨まで含意するものではない。

もっとも、実施機関による処分理由の追加を許容することにより、理由付記制度の趣旨を没却することは適当ではないことから、審査請求手続における実施機関による処分理由の追加については、実施機関が審査請求手続において処分理由の追加が可能であることを奇貨として、あえて原処分時に不適切な処分理由を示し、審査請求手続の終盤において適切な処分理由を追加し審査請求人に不意打ちを与える等、理由付記の制度趣旨を没却するような特段の事情がある場合にはこれを認めるべきではないが、そのような事情がない場合には、追加を認めるのが相当であると解される。

これを本件について見ると、審査請求人が主張するように、実施機関は本件処分時には示していなかった処分理由を、弁明書において追加していることが認められるが、そこに理由付記制度の趣旨を没却するような意図は見受けられず、特段の事情があるとは認められないことから、適法な処分理由の追加的主張であり、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

(9) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 特定会議丙、特定会議丁及び特定会議戊の会議資料の行政文書該当性 について

実施機関は、特定会議丙、特定会議丁及び特定会議戊の会議資料について、復命前であるため組織共用性を欠き、条例第3条第1項本文に定める「行政文書」に該当しないと説明していることから、以下、この点について検討する。

同項本文は、「この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているもの」としているところ、本件にあっては、実施機関の職員がこれらの会議に公務として参加していることが認められることから、これらの会議の会議資料を職務上作成又は取得したことは明らかである。

他方、「実施機関において管理されているもの」については、行政文

書管理規則等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態におかれているものと解されるところ、かかる組織共用性の判断にあたっては、①文書の作成又は取得の状況(職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか)、②当該文書の利用の状況(業務上必要な文書として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか)、③保存又は廃棄の状況(専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか)などを総合的に考慮すべきものと解される。

これを本件について見ると、特定会議丙、特定会議丁及び特定会議戊の会議資料は、その内容にかんがみて職員個人の便宜のための資料ではなく、会議に出席した職員が属する各所属において情報共有されることが前提となっていると認められること、また、その内容も、参加した各所属における情報共有を目的としていると認められること、さらに、実施機関は、現に会議資料を復命の過程において共有しようとしていたことが認められることから、組織共用性を欠くとまでは言えないと認められる。

よって、特定会議丙、特定会議丁及び特定会議戊の会議資料は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上取得したものであって、 当該実施機関において管理されていることが認められることから、本件 請求に係る諾否の決定の対象となる文書に該当すると判断する。

イ 文書の特定について

実施機関が本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であるものの、前記アのとおり、特定会議丙、特定会議丁及び特定会議戊の会議資料については「行政文書」に該当し、本件請求の内容に照らし、本件請求の対象文書として特定されるべきものであると認められる。

よって、特定会議丙、特定会議丁及び特定会議戊の会議資料について

は、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき 旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関 は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、 その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用す ることはできない。

(10) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、郵送による交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではなく、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張している ため、以下、この点について付言する。

理由付記制度の趣旨は、前記 5 (8) で示したとおり、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保すること及び非公開の理由を請求者に知らせることにより請求者の審査請求に便宜を与えることにある。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決(平成4年(行ツ)第48号)が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

これを前提に本件を見ると、本件処分の理由付記は、適用条項の内容を引用しているにすぎないものであることから、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由付記に努めるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙3のとおりである。

別表 1

原処分における非公開情報一覧									
文書	区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項					
ε — 1	G 文 書	同左	県職員個人用電子メールアドレス	第5条第4号 柱書					
	I 文 書	同左	研修講師の名前及び役職	第5条第1号 (個人識別情報)					
$\alpha - 1$	J 文 書	同左	研修講師の名前及び役職	第5条第1号 (個人識別情報)					
ε — 2			特定の検体検査に関する情報 ○ 左記文書2頁目中、5行目から8行目まで	第5条第4号 柱書					
γ			特定感染症Aに関する情報 ○ 左記文書2頁目中、10行目か ら11行目まで	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書					
ε – 3			感染症予防計画に関する情報 ○ 左記文書2頁目中、13行目						
$\epsilon-4$	K 文 書	同左	感染症診査協議会の委員の調整状況に関する情報○ 左記文書2頁目中、16行目から18行目まで、20行目から23行目まで、24行目2文字目から25行目まで、27行目から29行目まで						
ε — 5			特定感染症 B の感染対策に関する情報	第5条第4号 柱書					
ε — 6			難病対策におけるレスパイト入院に 関する情報の一部 ○ 左記文書3頁目中、35行目から37行目まで ○ 左記文書4頁目中、1行目4 文字目から3行目まで						

別表 1 <続き>

原処分における非公開情報一覧							
文書日	区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項			
ε - 7			指定難病認定更新事務に関する情報 ○ 左記文書4頁目中、8行目から9行目まで	第5条第4号柱書			
δ			感染症発生動向調査システムの入力 に関する情報 ○ 左記文書4頁目中、20行目か ら22行目まで	第5条第2号			
ε — 8	K文書 [〈] 结		精神保健福祉手帳の誤交付に係る情報 ○ 左記文書5頁目中、1行目から5行目まで				
ε — 9	がき >		感染症対策に携わる職員の職員健康 診断に関する情報 ○ 左記文書5頁目中、8行目か ら9行目まで、10行目3文字目 から11行目まで	第5条第4号 柱書			
ε -10			特定感染症Dに係る特定検査の集計 方法に関する情報 ○ 左記文書5頁目中、16行目か ら18行目まで				
$\alpha - 2$	L 文 書	プログラム	研修講師の氏名	第5条第1号 (個人識別情報)			

別表 1 <続き>

原処分における非公開情報一覧							
文書	区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項			
$\alpha - 3$		研修修了者が一覧化された文書	研修修了者の修了IDに関する情報	第5条第1号 (個人識別情報)			
ε — 6	L文書 ヘ続き>	レスパイ トについ て	難病対策におけるレスパイト入院に 関する情報の一部 ○ 左記文書の「(5)患者さん について」のうち、7行目から 8行目まで	第 5 条第 4 号 柱書			
β	が さ 〉	特定 底 発 定 発 強動シ入 面 の 発調テ画	特定感染症 C の名称、罹患者の性別、生年月日、年齢及び住所、感染経路、診断状況等に関する情報	第5条第1号 (個人識別情報又は 個人非識別情報)			
ε —11		特定事件に係る職員のこころのケア対応概要	面接対応実績人数	第5条第4号 柱書			

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧							
文書	区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項			
ε — 1	G 文 書	同左	県職員個人用電子メールアドレス	第5条第4号柱書			
	I 文 書	同左	研修講師の名前及び役職	第5条第1号 (個人識別情報)			
$\alpha - 1$	J 文 書	同左	研修講師の名前及び役職	第5条第1号 (個人識別情報)			
γ			特定感染症Aに関する情報 ○ 左記文書2頁目中、10行目から11行目まで	第5条第1号 (個人非識別情報)			
ε — 6			難病対策におけるレスパイト入院に 関する情報の一部 ○ 左記文書3頁目中、35行目から37行目まで ○ 左記文書4頁目中、1行目4 文字目から3行目まで	第5条第4号柱書			
ε — 7	K 文 書	同左	指定難病認定更新事務に関する情報 ○ 左記文書4頁目中、8行目から9行目まで	第5条第4号柱書			
δ			感染症発生動向調査システムの入力に関する情報のうち、次に掲げるもの○ 左記文書4頁目中、20行目、21行目2文字目から4文字目まで	第5条第1号(個人非識別情報)			
ε -10			特定感染症Dに係る特定検査の集計 方法に関する情報 ○ 左記文書5頁目中、16行目か ら18行目まで	第5条第4号柱書			

別表2<続き>

原処分妥当非公開情報一覧							
文書	区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項			
$\alpha - 3$		研修修了者が一覧化された文書	研修修了者の修了IDに関する情報	第5条第1号 (個人識別情報)			
ε – 6	L文書ヘ続き>	レスパイ トについ て	難病対策におけるレスパイト入院に 関する情報の一部 ○ 左記文書の「(5)患者さん について」のうち、7行目から 8行目まで	第5条第4号 柱書			
β		特 症 届 感 生 査 ム 面	特定感染症 C の名称、罹患者の性別、生年月日、年齢及び住所、感染経路、診断状況等に関する情報のうち、次に掲げるもの	第5条第1号(個人非識別情報)			
ε —11		特定事件に係ることののケア対応概要	面接対応実績人数	第5条第4号 柱書			

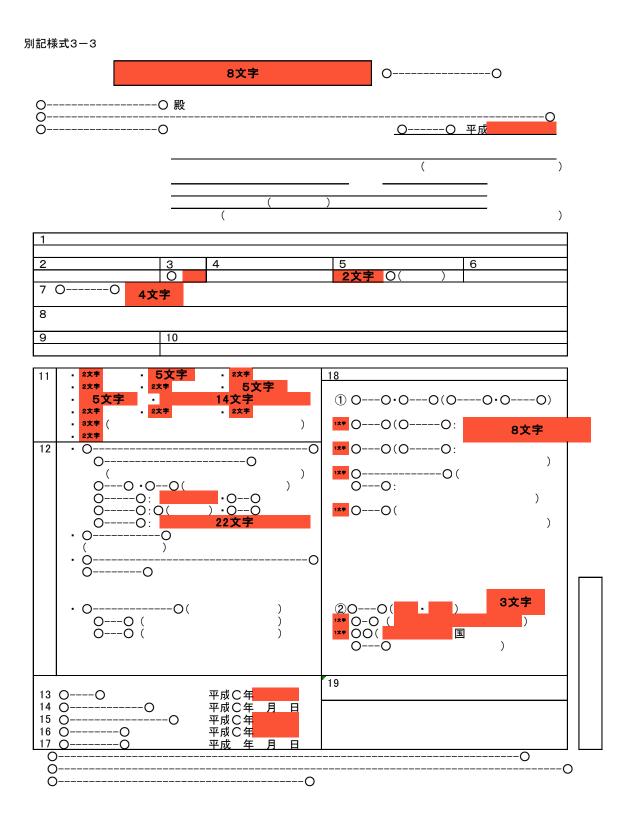
別表 3

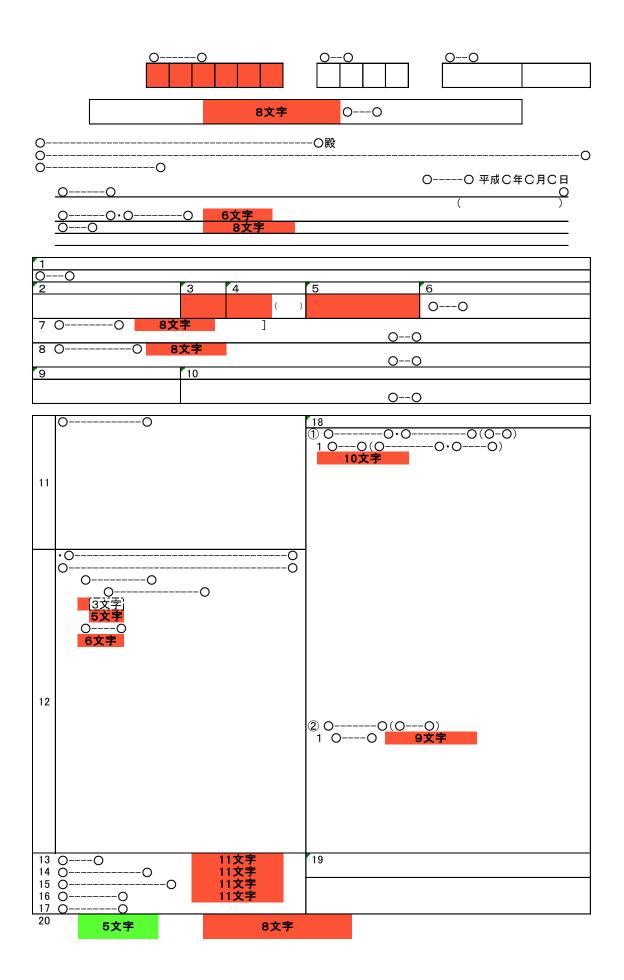
	公開すべき非公開情報一覧						
文書	区分	文書種別	非公開情報				
$\epsilon - 2$			特定の検体検査に関する情報				
			○ 左記文書2頁目中、5行目から8行目まで				
$\epsilon - 3$			感染症予防計画に関する情報				
			○ 左記文書2頁目中、13行目				
			感染症診査協議会の委員の調整状況に関する情報				
$ _{\epsilon}-4$			○ 左記文書 2 頁目中、16 行目から 18 行目ま				
			で、20 行目から 23 行目まで、24 行目 2 文字目				
			から 25 行目まで、27 行目から 29 行目まで 株 ウ				
			特定感染症Bの感染対策に関する情報 ○ 左記文書2頁目中、31 行目から 32 行目ま				
$\varepsilon - 5$	K		○ 左記文書2頁目中、31 行目から 32 行目まして、34 行目から 41 行目まで				
	文書	同左	○ 左記文書3頁目中、1行目から6行目まで				
	Ħ	香	感染症発生動向調査システムの入力に関する情報の				
6			うち、次に掲げるもの				
δ			○ 左記文書4頁目中、21行目1文字目、同行				
			目 5 文字目から 22 行目まで				
ε - 8			精神保健福祉手帳の誤交付に係る情報				
δ 0			○ 左記文書5頁目中、1行目から5行目まで				
			感染症対策に携わる職員の職員健康診断に関する情				
$\epsilon - 9$			報 ○ 大割立書『百日中』の行日からの行日まで				
			○ 左記文書5頁目中、8行目から9行目まで、 10行目3文字目から11行目まで				
		プログラ					
$\alpha - 2$		<u>ل</u>	研修講師の氏名				
		特定感染	特定感染症Cの名称、罹患者の性別、生年月日、年				
		症 定 定 形 発生	齢及び住所、感染経路、診断状況等に関する情報の				
	L	温し先生	うち、次に掲げるもの				
	文書	-	○ 別紙1に掲げる非公開情報②				
β	音	感染症発	特定感染症Cの名称、罹患者の性別、生年月日、年				
		生動向調	齢及び住所、感染経路、診断状況等に関する情報の				
		査システ ム入力画	うち、次に掲げるもの				
		五八万画	○ 別紙2に掲げる非公開情報②				
		ш					

備考1:行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、 行数の数え方に特に指定がある場合は、それによる。

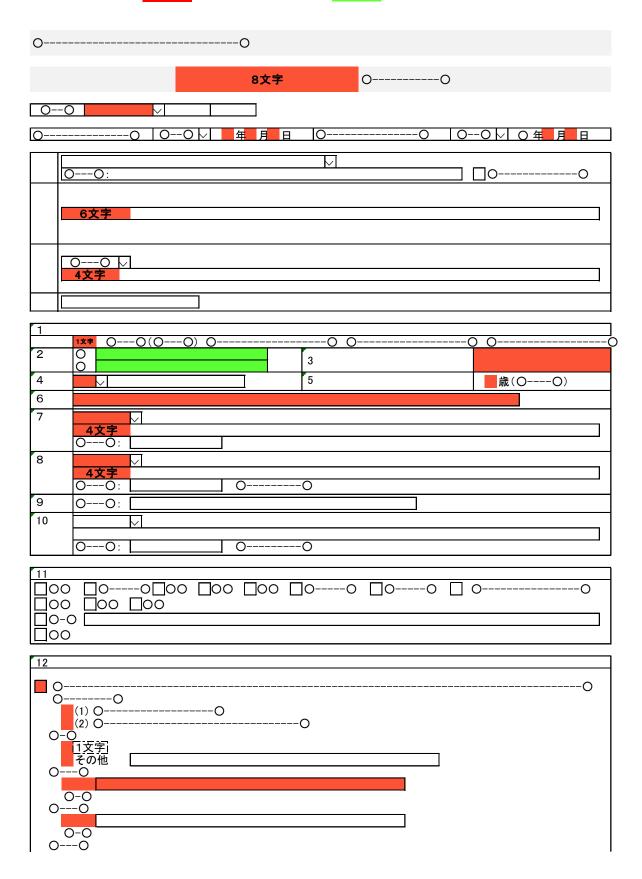
備考2:文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、 句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

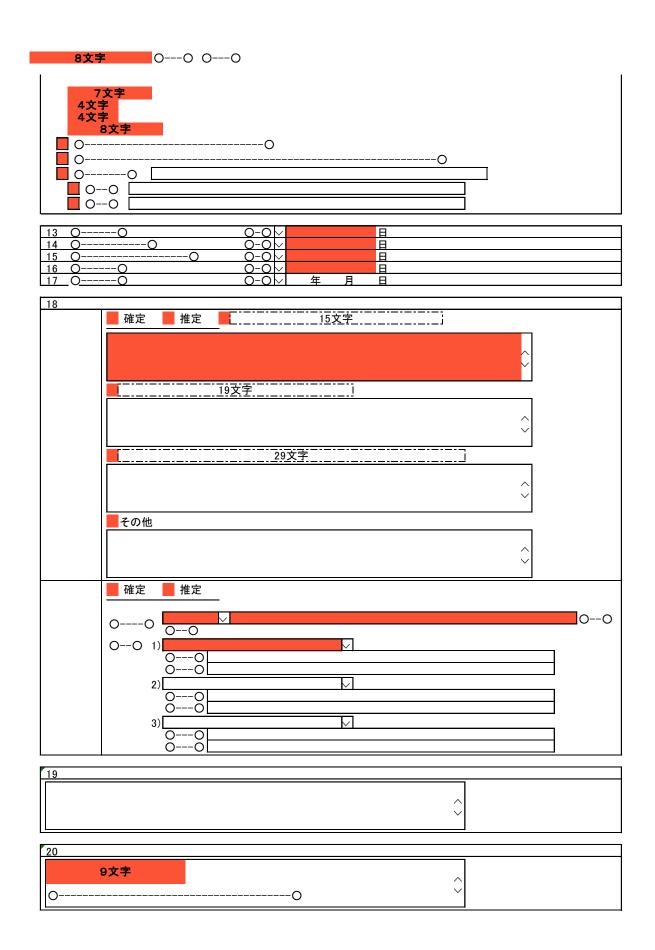
別紙1 (凡例:非公開情報①、:非公開情報②)





別紙2 (凡例:非公開情報①、:非公開情報②)





別紙3

審査会の処理経過

年 月 日		処	理	内	7	容
平成 29 年 1 月 17 日	0	諮問				
平成 30 年 9 月 25 日 (第179回部会)	0	審議				
10月5日 (第180回部会)	0	審議				
10月22日 (第181回部会)	0	審議				

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現	職		備		考
板 垣	勝彦	横浜国立大学	大学院准教授	交叉			
市川	統 子	弁護士(神奈)	川県弁護士会)				
入江	直 子	元 神 奈 川	大学教持	交			
柿 崎	環	明治大	学教	受	部	会	圓
金子	正 史	元同志社大学	学大学院教授	受	会		長
交 告	尚史	法政大学	大学院教持	受		職務代 長を兼	•
遠 矢	登	弁護士(神奈)	川県弁護士会)		部	会	員

(平成 30 年 11 月 19 日現在) (五十音順)